証券コード　6016
平成28年６月14日

株 主 各 位

兵庫県明石市二見町南二見１番地
神戸発動機株式会社
代表取締役社長　清　水　道　生

第119回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社　第119回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月28日（火曜日）午後５時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　平成28年６月29日(水曜日)　午前10時

２．場　　所　兵庫県明石市松の内２丁目２番地
ホテル　キャッスルプラザ

３．目的事項

報 告 事 項　第119期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役８名選任の件
第３号議案　監査役２名選任の件

以　上

１．当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
２．株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kobe-diesel.co.jp/）に掲載させていただきます。

添 付 書 類

事　業　報　告

（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

１．会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、政府や日銀による各種経済政策により、緩やかな回復基調で推移し、企業の業績や所得、雇用環境に一定の改善が見られました。しかしながら個人消費の回復は遅れており、人手不足の問題や中国をはじめとする新興国経済の減速等は景気を下押しするリスクとなっており、マイナス金利の導入による金融市場への影響や原油価格の低迷、円高株安の懸念、米国の利上げ等の注視すべき事項が存在しており、景気回復には、しばらく時間を要する状況であります。

一方、わが国海運・造船業界は円安や燃料油価格の下落により業績回復傾向にありましたが、中国など新興国経済の減速から主にばら積み船等の海運市況が低迷しており、また依然として世界的に船腹過剰な状況は変わらず、新造船受注状況は停滞傾向にあり、新造船の納期延期や船種の変更、用船料の減額要請などの動きが見られ、引き続き厳しい事業環境にあります。

この様な状況下にあって、当社の主力製品である主機関では、前期比販売台数減少により76億２百万円と前年同期と比べ△10億１百万円（△11.6％）の減収となりました。また部品・修理等では、ばら積み船を主体とする海運市況低迷等の影響にもかかわらず、営業力強化により特に下期の売上が順調に推移した為、35億２千７百万円と前年同期と比べ３億１百万円（9.4％）の増収となりましたが、売上高総額としては111億２千９百万円と前年同期と比べ△７億円（△5.9％）の減収となりました。

損益面では、主機関販売が計画どおり推移する中、部品販売の強化策等により収益が改善し、製造コスト及び経費削減に努めた結果、営業利益は２千４百万円（前年同期は20億２千２百万円の損失)、経常利益は１千１百万円（前年同期は20億２百万円の損失)、当期純利益は平成28年１月の長崎工場跡地売却による特別利益５千９百万円などが寄与したこともあり、７千７百万円（前年同期は21億９百万円の損失）となり営業利益、経常利益ともども４年ぶりの黒字確保となりました。

なお、剰余金の配当につきましては、業績の状況を踏まえ、１株当たり金１円といたしたいと存じます。

② 設備投資の状況

当期における設備投資の主な内容は、舶用内燃機関の生産に係る設備投資であり、設備投資の総額は２億１千２百万円であります。

③　資金調達の状況
　特記すべき事項はありません。
④　事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
　該当事項はありません。
⑤　他の会社の事業の譲受けの状況
　該当事項はありません。
⑥　他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
　該当事項はありません。
⑦　吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
　該当事項はありません。
⑧　会社が対処すべき課題
　わが国経済は、円安、株高等による企業業績の改善に伴い、緩やかな景気回復基調でありましたが、新興国等の経済成長の減速による影響が懸念され、海運・造船業界においても先行きの見通しにくい不安定な状況が暫く続くものと予想されております。
　この様な状況下においても、当社の経営方針である顧客のニーズに即応した付加価値の高い製品・技術・サービスをスピーディーに顧客に提供し、信頼と信用を得る政策を推進しております。
　また、受注・販売体制の強化による採算の大幅改善、生産性の向上及びトータルコストダウンによる業績の回復を図る所存であります。

(2) 財産及び損益の状況

区　　分	第116期	第117期	第118期	第119期（当期）
	(平成25年３月期)	(平成26年３月期)	(平成27年３月期)	(平成28年３月期)
売　上　高	百万円 10,473	百万円 8,597	百万円 11,829	百万円 11,129
経常利益又は経常損失(△)	百万円 △573	百万円 △1,089	百万円 △2,002	百万円 11
当期純利益又は当期純損失(△)	百万円 △692	百万円 △1,085	百万円 △2,109	百万円 77
１株当たり当期純利益又は当期純損失(△)	△24円75銭	△38円82銭	△75円45銭	2円77銭
総　資　産	百万円 15,606	百万円 15,075	百万円 14,485	百万円 11,703
純　資　産	百万円 7,976	百万円 6,900	百万円 4,813	百万円 4,848
１株当たり純資産額	285円25銭	246円79銭	172円17銭	173円40銭

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

① ディーゼル機関、主として商船等の主機関及び補助機関の製造・修理・販売

② 鋳鍛造品及び鉄工に関する製造・修理・販売

③ 各種産業機械用ロボット、各種梱包機械及び同関連装置等の設計・製造・修理・販売

(5) 主要な事業所及び工場（平成28年３月31日現在）

① 本　社　兵庫県明石市二見町南二見１番地

② 支　社　東京支社　（東京都港区）

③ 営業所　今治営業所　（愛媛県今治市）

④ 工　場　本社工場　（兵庫県明石市二見町）

(6) 従業員の状況（平成28年３月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
166名	10名減	38.9歳	12.9年

(7) 主要な借入先の状況（平成28年３月31日現在）

借入先	期末借入残高
株式会社三井住友銀行	689 百万円
株式会社みなと銀行	478
株式会社みずほ銀行	266
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	266

(8) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の株式に関する事項（平成28年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　40,000,000株

(2) 発行済株式の総数　28,000,000株
（自己株式41,945株を含む）

(3) 株主数　1,604名

(4) 大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
三菱重工舶用機械エンジン株式会社	9,240	33.0
株式会社シーケービー	1,591	5.7
三井物産株式会社	1,510	5.4
株式会社商船三井	996	3.6
株式会社新来島どっく	845	3.0
浜口誠昭	765	2.7
株式会社山田クラブ２１	718	2.6
株式会社カナックス	590	2.1
日本郵船株式会社	550	2.0
株式会社三井住友銀行	500	1.8

(注)　持株比率は、自己株式（41,945株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

３．会社の新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

４．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成28年３月31日現在）

	会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
※	取締役社長	清水道生	
※	常務取締役	黒木直文	営業本部長
	取締役	森山敬之	管理本部長兼資材部長
			シンパツサンライズ株式会社代表取締役社長
	取締役	犬塚英久	品質保証部長
	取締役	川村哲彦	営業部長
	取締役	近藤潤二	生産本部長兼技術部長
	取締役	川島　健	三菱重工舶用機械エンジン株式会社舶用エンジン事業部長
	監査役（常勤）	高木恒人	
	監査役	横田健二	株式会社ＭＯＬシップテック代表取締役社長
	監査役	渡部健司	今治造船株式会社取締役執行役員東京支社支社長

（注）1. ※印は代表取締役を示します。

2. 当期中の役員の就任は次のとおりです。
平成27年６月26日開催の第118回定時株主総会において、川村哲彦、近藤潤二及び川島　健の３氏が新たに取締役に選任され、また高木恒人氏が新たに監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。

3. 取締役である川島　健氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。

4. 当期中の役員の担当及び重要な兼職の異動は次のとおりです。
取締役である川島　健氏は、平成27年10月１日付で、三菱重工舶用機械エンジン株式会社舶用エンジン事業部営業・ＳＣＭ推進部長から三菱重工舶用機械エンジン株式会社舶用エンジン事業部長に就任いたしました。

5. 監査役である高木恒人、横田健二及び渡部健司の３氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

6. 監査役　高木恒人氏は、その経歴から幅広い見識を有しており、客観的な視点から当社の経営全般に対して助言及び監査を行っていただけるものと判断しており、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

(2) 退任した取締役及び監査役の状況

	退任時の地位	氏　　名	退任時の担当及び重要な兼職の状況
※	取締役社長	藤澤　利喜太郎	
	取　締　役	深　見　　悟	三菱重工舶用機械エンジン株式会社取締役舶用エンジン事業部長
	取　締　役	伊　藤　真　吾	
	監査役(常勤)	伊　奈　成　郎	

(注) 1. ※印は代表取締役を示します。
2. 当期中の役員の退任は次のとおりです。
取締役　藤澤利喜太郎、社外取締役　深見　悟及び伊藤真吾の３氏が平成27年６月26日開催の第118回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
また社外監査役（独立役員）伊奈成郎氏が平成27年６月26日開催の第118回定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	人　　数	報酬等の額
取　締　役	7 名	52 百万円
監　査　役	2	11
合　　計 (うち社外役員)	9 (2)	64 (11)

(注) 1. 取締役の支払額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役及び監査役の報酬限度額は、平成18年６月29日開催の第109回定時株主総会において、取締役の報酬額は月額2,000万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬額は月額250万円以内と決議いただいております。
3. 上記報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額が含まれております。(取締役760万円、監査役102万円)
4. 上記のほか、当事業年度に役員退職慰労金を以下のとおり支給しております。
退任取締役　４名　834万円　　(内社外取締役　２名　90万円)
退任監査役　１名　750万円　　(社外監査役)

(4) 社外取締役及び社外監査役に関する事項

① 重要な兼職の状況等

区分	氏名	兼職先及び兼職内容
社外取締役	川島　健	三菱重工舶用機械エンジン株式会社舶用エンジン事業部長
社外監査役	横田健二	株式会社ＭＯＬシップテック代表取締役社長
	渡部健司	今治造船株式会社取締役執行役員東京支社支社長

(注) 三菱重工舶用機械エンジン株式会社及び今治造船株式会社との間に営業取引・資本関係を有しております。また、株式会社ＭＯＬシップテックとの間に重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	川島　健	取締役就任後開催の取締役会５回のうち４回に出席しております。 舶用工業界での経験を踏まえて、実務家としての見地から、意見の表明を行っております。
社外監査役	高木恒人	監査役就任後開催の取締役会５回のうち５回に出席し、また監査役就任後開催の監査役会４回のうち４回に出席しております。 製造及び運輸業界での経験を踏まえて、実務家としての見地から、意見の表明を行っております。
	横田健二	当事業年度開催の取締役会８回のうち５回に出席し、また当事業年度開催の監査役会５回のうち５回に出席しております。 海運業界での経験を踏まえて、実務家としての見地から、意見の表明を行っております。
	渡部健司	当事業年度開催の取締役会８回のうち５回に出席し、また当事業年度開催の監査役会５回のうち５回に出席しております。 造船業界での経験を踏まえて、実務家としての見地から、意見の表明を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概況

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

５．会計監査人の状況

(1) 名　　称　　新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	18百万円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18百万円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役会・社内関係部署及び会計監査人から必要な資料・報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容・会計監査の職務遂行状況について妥当性を確認し、監査時間と報酬単価の精査を通じて報酬見積りの算出根拠・算定内容について検討した結果、会計監査人の監査報酬等は妥当であると判断し、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会議案の内容を決定し、取締役会は当該決議に基づき、当該議案を株主総会に上程いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が過去２年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の概要は以下のとおりです。

① 処分対象

新日本有限責任監査法人

② 処分内容

平成28年１月１日から平成28年３月31日までの３か月間の契約の新規の締結に関する業務の停止

③ 処分理由

・社員の過失による虚偽証明

・監査法人の運営が著しく不当

６．業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）整備に対する基本方針

当社は、平成18年５月18日開催の取締役会において、会社法第362条及び会社法施行規則第100条に基づき、当社の業務の適正を確保するための体制を次のとおり整備することを決議いたしております。また、平成20年５月13日開催の取締役会において、基本方針の一部追加（反社会的勢力への対応方針等）を決議いたしております。更に平成27年５月11日開催の取締役会において、基本方針の一部追加（監査役の職務に関する方針等）を決議いたしております。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、重要事項については社内稟議規程に基づいて稟議書を作成し、これを保存・管理する他、法令・社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存・管理しております。

(2) 損失の危険に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質等に係るリスクについては、当社のリスクを横断的に管理する管理本部と夫々の対応部門とが協力して、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成、配布等を行います。

新たにリスクが生じる場合は、社長を中心とする対策委員会を立ち上げ、対応いたします。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、常勤取締役・監査役による経営会議を定期的に開催して、業務執行上の基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行います。

また、変化の激しい経営環境に迅速に対応できる人材を登用するため、従来より取締役任期は１年といたします。

(4) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社内にコンプライアンス担当グループを設置し、コンプライアンス・マニュアルの役職員への理解・周知徹底を図るとともに、同マニュアルに沿って当社のコンプライアンス状況の継続的確認を行い、企業活動の健全性維持を目指します。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役と協議のうえ、必要に応じて監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くとともに、その人事については、監査役と取締役が意見交換を行うことにより、当該スタッフの取締役からの独立性を確保いたします。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底しております。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告体制及びその他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実があることを発見した時は、法令に従い、直ちに監査役に報告いたします。

また、常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、必要に応じて取締役会や経営会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役会または使用人にその説明を求めることといたします。

尚、監査役は、当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図ってまいります。

(8) 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役に報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨取締役及び使用人に周知徹底いたします。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の遂行について、当社に対し費用の前払等の請求をした時は、担当部門において稟議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理いたします。

監査役の職務の執行について生ずる費用等を確保するため、毎年一定額の予算を設けております。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法の定めに従って、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用、評価を継続的に行い、財務報告の信頼性と適正性を確保いたします。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に対して、毅然とした態度を貫き、一切の関係を遮断することを基本的な考えとしております。

② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、コンプライアンス基本方針に基づき、反社会的勢力排除に向けた体制を構築し、反社会的勢力との接触を未然に回避するとともに、不当要求等があった場合には、所轄警察署、顧問弁護士等の外部専門機関と連携を図り、反社会的勢力との関係遮断に努めてまいります。

7．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、前記基本方針に掲げた体制を整備し、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する取り組み

当社は、各法令・規程に基づいて作成された稟議書等の重要事項に関する情報及び取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存・管理しており、取締役及び監査役の要請があれば、随時提供をしております。

また管理部門においてその実施状況の確認を定期的に行っております。

(2) 損失の危険に関する規程その他の体制に関する取り組み

現在及び将来に係るリスクについては、取締役会及び経営会議にて情報の共有が図られており、未然防止等の対応の検討がなされております。

また、管理本部と各部門が協力して、リスク対応に関する各規則・ガイドラインの制定及び見直しを行っており、研修の実施、マニュアルの作成、配布等により社内での周知徹底を行っております。

(3) 職務執行が効率的及び適正に行われることを確保するための取り組み

当社は、定例取締役会の他、必要に応じ臨時取締役会を開催して、業務執行上の基本的事項及び重要事項に係る意思決定及びその監督を有効的に行っております。

また、常勤取締役・監査役による経営会議を定期的に開催して、意思決定に至るプロセスに深度を加えております。

なお、当社は規定に基づき、コンプライアンス担当グループを設置しており、役職員のコンプライアンスに対する意識向上のため、マニュアルの作成、配布と研修を実施し、さらに運用体制の強化及び課題の検討を行うなど、コンプライアンスの推進を図っております。

(4) 監査役の監査の独立性と実効性を確保するための取り組み

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、必要に応じて監査役スタッフを置くこと、またその者は監査役の指揮下に置かれる旨の体制を整備しました。

さらに、監査役に報告したことによる不利益な扱いを禁止する旨を取締役及び使用人に周知徹底しており、監査役の職務の執行について生じる費用又は債務に関しては、担当部門で精査し、速やかに処理しております。

監査役は、定期的に開催される監査役会で、監査に関する重要事項の報告・協議・決議を行っており、取締役会や経営会議等の各種会議に出席し、取締役や会計監査人、内部監査室等と積極的に情報交換や意見交換を行っております。また稟議書等の閲覧により監査の実効性を確保しております。

(5) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況に関する取り組み

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断するよう取り組んでおります。また、兵庫県企業防衛対策協議会に加盟しており、定期的な会合等への参加を通じ情報収集に努めるとともに、必要に応じて弁護士・警察署・外部専門機関と連携し、速やかに対応する体制を整備しております。

また当社では、管理部門が対応窓口となり、これらの情報の管理・共有・発信を行っており、必要に応じて取引先等の属性を確認し、契約書等には反社会的勢力の排除条項を導入し、反社会的勢力との取引等の未然防止に努めております。

備　　考

この事業報告に記載の数値は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸　借　対　照　表

（平成28年３月31日現在）　　（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**8,770,284**	**流動負債**	**4,865,201**
現金及び預金	3,305,372	支払手形	2,119,961
受取手形	826,289	買掛金	879,725
売掛金	1,929,126	1年内返済予定の長期借入金	832,800
製品	711,371	リース債務	54,352
仕掛品	1,460,646	未払金	179,293
原材料	525,133	未払費用	102,280
貯蔵品	4,010	未払法人税等	14,913
前払費用	6,888	前受金	8,646
その他の流動資産	3,045	預り金	14,577
貸倒引当金	△ 1,600	賞与引当金	34,201
		製品保証引当金	65,000
		受注損失引当金	424,000
		その他の流動負債	135,448
固定資産	**2,933,566**	**固定負債**	**1,990,615**
有形固定資産	**2,720,017**	長期借入金	1,502,400
建物	1,741,399	リース債務	204,172
構築物	163,814	繰延税金負債	18,349
機械及び装置	469,103	退職給付引当金	200,245
車両運搬具	907	役員退職慰労引当金	24,124
工具、器具及び備品	35,655	資産除去債務	38,780
土地	113,054	その他の固定負債	2,542
リース資産	194,283	**負債合計**	**6,855,817**
建設仮勘定	1,800	**純資産の部**	
無形固定資産	**91,496**	**株主資本**	**4,817,803**
ソフトウェア	15,972	**資本金**	**2,215,000**
電話加入権	5,521	**資本剰余金**	**1,709,750**
水道施設利用権	3,183	資本準備金	1,709,750
リース資産	66,818	**利益剰余金**	**900,227**
		利益準備金	145,500
		その他利益剰余金	754,727
投資その他の資産	**122,051**	技術研究積立金	250,000
投資有価証券	34,315	繰越利益剰余金	504,727
関係会社株式	53,132	**自己株式**	**△ 7,174**
長期前払費用	17,866	**評価・換算差額等**	**30,230**
その他	46,556	**その他有価証券評価差額金**	**30,230**
貸倒引当金	△29,819	**純資産合計**	**4,848,033**
資産合計	**11,703,850**	**負債純資産合計**	**11,703,850**

（注）　記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位:千円）

科　　目	金　　額	
売上高		11,129,561
売上原価		10,167,001
売上総利益		**962,559**
販売費及び一般管理費		937,797
営業利益		**24,761**
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,432	
受取家賃	6,850	
受取賃貸料	7,728	
受取技術料	4,239	
雑収入	2,567	24,817
営業外費用		
支払利息	13,912	
貸倒引当金繰入額	18,419	
雑損失	5,922	38,253
経常利益		**11,325**
特別利益		
土地売却益	59,020	
固定資産売却益	17,736	
投資有価証券売却益	1,605	78,362
特別損失		
固定資産除却損	188	
減損損失	8,000	8,188
税引前当期純利益		**81,499**
法人税、住民税及び事業税	4,713	
法人税等調整額	△ 776	3,937
当期純利益		**77,561**

（注）　記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					技術研究積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	2,215,000	1,709,750	1,709,750	145,500	250,000	1,200,000	△ 772,834	822,665
当期変動額								
剰余金の配当								
別途積立金の取崩						△ 1,200,000	1,200,000	—
当期純利益							77,561	77,561
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△ 1,200,000	1,277,561	77,561
当期末残高	2,215,000	1,709,750	1,709,750	145,500	250,000	—	504,727	900,227

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△ 6,967	4,740,447	73,380	73,380	4,813,828
当期変動額					
剰余金の配当					
別途積立金の取崩		—			—
当期純利益		77,561			77,561
自己株式の取得	△ 206	△ 206			△ 206
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△ 43,150	△ 43,150	△ 43,150
当期変動額合計	△ 206	77,355	△ 43,150	△ 43,150	34,204
当期末残高	△ 7,174	4,817,803	30,230	30,230	4,848,033

（注） 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

◎重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．有価証券の評価基準及び評価方法

関連会社株式　　移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの　決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの　移動平均法による原価法

２．たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品　　個別法による原価法

原材料　　先入先出法による原価法

貯蔵品　　移動平均法による原価法

なお、貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております。

３．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）　定率法

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産（リース資産を除く）　定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（５年）による定額法を採用しております。

リース資産　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンスリース取引のうちリース取引開始日が平成20年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

投資その他の資産　定額法

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

４．引当金の計上基準

貸倒引当金　債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

一般債権　貸倒実績率法

貸倒懸念債権及び破産更生債権　財務内容評価法

賞与引当金　従業員に対して支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

製品保証引当金　売上製品の保証費用に充当するため、保証費用見積額を計上しております。

受注損失引当金　受注案件の損失に備えるため、当事業年度末手持受注案件のうち当事業年度末において損失が確実視され、かつその金額を合理的に見積ることができるものについては、翌期以降に発生が見込まれる損失を引当計上しております。

退職給付引当金　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

役員退職慰労引当金　役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく事業年度末要支給額を計上しております。

5．その他の計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

6．重要な会計方針の変更

該当事項はありません。

◎貸借対照表に関する注記

１．担保に供している資産及び担保に係る債務
　　該当事項はありません。

２．有形固定資産の減価償却累計額　　5,421,418千円

３．関係会社に対する金銭債権債務

（流動資産）

売　掛　金	248,535千円
そ　の　他	298

（流動負債）

支 払 手 形	359,816千円
買　掛　金	440,324
未　払　金	13,076
未 払 費 用	42,941

◎損益計算書に関する注記

１．関係会社との営業取引による取引高の総額　　4,366,182千円

２．関係会社との営業取引以外の取引による取引高の総額　　8,773

◎株主資本等変動計算書に関する注記

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増　　加	減　　少	当事業年度末
普通株式（千株）	28,000	―	―	28,000

２．自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増　　加	減　　少	当事業年度末
普通株式（千株）	39	2	―	41

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

無配のため、該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決　　議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基　準　日	効力発生日
平成28年６月29日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	27,958	1	平成28年３月31日	平成28年６月30日

◎税効果会計に関する注記

	第119期 (平成28年３月31日)
(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
(繰延税金資産)	
貸倒引当金	9,115千円
賞与引当金	10,537
製品保証引当金	20,026
受注損失引当金	130,634
投資有価証券評価損	12,186
役員退職慰労引当金	7,375
少額減価償却資産	926
退職給付引当金	73,559
棚卸資産評価損	24,410
減損損失	7,936
資産除去債務	11,855
繰越欠損金	1,170,851
その他	4,952
繰延税金資産小計	1,484,366千円
評価性引当額	△1,484,366
繰延税金資産合計	―千円
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	△ 13,917千円
資産除去費用の資産計上額	△ 4,431
繰延税金負債合計	△ 18,349千円
繰延税金資産(又は負債)の純額	△ 18,349千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号) 及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号) が平成28年３月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算 (ただし、平成28年４月１日以降解消されるものに限る。) に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.25%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年４月１日から平成30年３月31日までのものは30.81%、平成30年４月１日以降のものについては30.57%にそれぞれ変更されております。
その結果、税率変更による計算書類に与える影響は軽微であります。

◎リースにより使用する固定資産に関する注記
(1) リース取引開始日が、平成20年３月31日以前の取引
１．当事業年度の末日におけるリース物件の取得価額相当額 149,300千円
２．当事業年度の末日におけるリース物件の減価償却累計額相当額 108,020
３．当事業年度の末日におけるリース物件の期末残高相当額 41,279
４．当事業年度の末日におけるリース物件の未経過リース料相当額 45,810
(2) オペレーティング・リース取引
(借主側)
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

１年以内	46,224千円
１ 年 超	362,088
計	408,312千円

◎金融商品に関する注記
１．金融商品の状況に関する事項
当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。
営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券及び関係会社株式は、主に取引先企業との営業取引又は資本関係等に関連する株式であり、市場リスクに晒されております。
営業債務である支払手形及び買掛金は、１年以内の支払期日であります。また、借入金は主に設備投資や運転資金の調達を目的にしたものであり、償還日は決算日後、最長で５年以内であります。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません。

（単位:千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	3,305,372	3,305,372	―
(2) 受取手形	826,289	826,289	―
(3) 売掛金	1,929,126	1,929,126	―
(4) 投資有価証券及び(5)関係会社株式			
① 満期保有目的の債券	―	―	―
② その他有価証券	85,428	85,428	―
資産計	6,146,216	6,146,216	―
(1) 支払手形	2,119,961	2,119,961	―
(2) 買掛金	879,725	879,725	―
(3) 長期借入金（１年内返済を含む）	2,335,200	2,332,452	△ 2,748
負債計	5,334,886	5,332,138	△ 2,748

(注)

［資産］

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び(3) 売掛金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券及び(5) 関係会社株式

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

非上場株式等の帳簿価額2,020千円は時価を把握することが困難と認められるため、「(4) 投資有価証券及び(5) 関係会社株式」には含めておりません。

［負債］

(1) 支払手形及び(2) 買掛金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金（１年内返済を含む）

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

◎賃貸等不動産に関する注記

当社は、長崎県諫早市内に有しておりました遊休不動産（土地）を平成28年１月27日付で売却しており、同市内に賃貸不動産（土地・建物）を有しております。

なお、平成28年３月期における遊休不動産に係る損益は△6,911千円（その他費用6,911千円）であります。また、賃貸不動産に係る賃貸損益は2,019千円（賃貸収益6,799千円、賃貸費用4,780千円）、減損損失は8,000千円であります。

賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額			決算日における時価
	当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
遊休不動産（土地）	374,691	△374,691	―	―
賃貸不動産（土地・建物）	139,941	△9,074	130,867	135,000
合計	514,633	△383,765	130,867	135,000

（注）1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 遊休不動産（土地）の当事業年度増減額のうち主な減少額は、土地売却による374,691千円であります。
3. 賃貸不動産（土地・建物）の当事業年度増減額のうち主な減少額は、減価償却費1,074千円及び減損損失8,000千円であります。
4. 時価の算定方法は、主として不動産鑑定評価額に基づいて算定しております。

◎持分法損益等に関する注記

関連会社に対する投資の金額	870千円
持分法を適用した場合の投資の金額	8,441
持分法を適用した場合の投資利益の金額	673

◎関連当事者との取引に関する注記
親会社及び法人主要株主等

属性		その他の関係会社			その他の関係会社	
会社の名称		三菱重工舶用機械エンジン株式会社			三菱重工業株式会社	
住所		長崎県長崎市飽の浦町			東京都港区	
資本金又は出資金(百万円)		1,000			265,608	
事業の内容又は職業		舶用機械及びエンジンの開発・設計・販売・アフターサービス及びライセンス業務			船舶の建造・販売、航空機の製造・販売、原動機の製造・販売、冷凍機、印刷機、その他各種産業用及び一般用機械装置の製造・販売等	
議決権等の被所有割合(%)		直接　33.12 間接　なし			直接　なし 間接　33.12	
関係内容	役員の兼任等	役員の兼任等あり(非常勤取締役1名)			なし	
	事業上の関係	三菱ＵＥディーゼル機関の製造販売に関する技術提携契約、製品等の販売・部品の購入や請負工事等			三菱ＵＥディーゼル機関の部品の購入や請負工事、当社本社工場賃貸借契約等	
取引の内容		営業取引			営業取引、営業外取引	
		製品の売上及び部品購入等			部品購入、設備の賃貸	
取引金額(千円)		売上　2,218,333 仕入　1,421,967			仕入　81,868 受取賃貸料　7,128	
科目		売掛金	買掛金	支払手形	買掛金	支払手形
期末残高(千円)		248,535	425,341	335,216	9,201	24,600

(注) 1. 三井物産㈱が、平成27年７月１日に所有する当社株式の一部を売却したことにより主要株主に該当しなくなっております。
2. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。
(取引条件ないし取引の決定方針等)
製品及び修理・部品等の売上並びに部品の購入、設備の賃貸については、市場動向を勘案して、随時価格交渉のうえ、一般取引と同様に取引条件を決定しております。

◎１株当たり情報に関する注記
１株当たり純資産額　173.40円
１株当たり当期純利益　2.77

◎重要な後発事象に関する注記
該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成28年６月７日

神戸発動機株式会社
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	堀　　裕　三	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	笹　山　直　孝	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、神戸発動機株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第119期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第119期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制の評価及び監査は未了です。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

神戸発動機株式会社監査役会

平成28年６月８日

常勤監査役（社外監査役）　高　木　恒　人　㊞
監査役（社外監査役）　横　田　健　二　㊞
監査役（社外監査役）　渡　部　健　司　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は株主への安定的な配当を継続的に実施することを重視するとともに、景気の変動に左右されやすい業界内にあって、経営基盤の強化のために内部留保の充実を図ることは、長期的に株主各位の利益に適うものと考えており、収益状況等を総合的に勘案し、期末配当として年１回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

第119期の期末配当につきましては、将来の事業展開、当事業年度の業績並びに財務状況等の諸般の事情を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金１円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は27,958,055円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年６月30日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役８名選任の件

取締役　清水道生、黒木直文、森山敬之、犬塚英久、川村哲彦、近藤潤二及び川島　健の７氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営監視機能の強化を図るため、社外取締役１名を増員することとし、取締役８名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、重要な兼職の状況並びに当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数	当社との特別の利害関係
1	清水道生（しみずみちお） （昭和26年10月５日生）	昭和50年４月　三菱重工業㈱神戸造船所入社 平成16年４月　同社同所造機工作部長 平成18年４月　同社同所機械工作部長 平成18年６月　当社取締役 平成19年６月　当社取締役経営改革担当・社長特命事項担当 平成20年４月　当社常務取締役生産本部長 平成25年４月　当社常務取締役生産本部長兼資材部長 平成25年９月　当社常務取締役生産本部長 平成26年６月　当社代表取締役専務取締役生産本部長 平成27年６月　当社代表取締役社長（現任）	2,000株	なし
2	黒木直文（くろぎなおふみ） （昭和32年８月23日生）	昭和57年４月　三菱重工業㈱本社入社 平成21年９月　同社神戸造船所総務部長 平成24年４月　㈱春秋社（現MHI保険サービス㈱）関西支店部長 平成25年３月　当社取締役管理本部長代理 平成26年６月　当社取締役管理本部長 平成27年４月　当社取締役営業本部長 平成27年６月　当社代表取締役常務取締役営業本部長（現任）	2,000株	なし
3	森山敬之（もりやまひろゆき） （昭和30年２月11日生）	昭和53年４月　㈱住友銀行（現㈱三井住友銀行）入行 平成12年４月　同行道頓堀支店長 平成18年３月　㈱クオーク（現㈱セディナ）総務部長 平成22年１月　当社管理部次長 平成25年３月　シンパツサンライズ㈱代表取締役社長（現任） 平成25年４月　当社管理部長 平成25年６月　当社取締役管理本部長代理兼管理部長 平成27年４月　当社取締役管理本部長 平成27年９月　当社取締役管理本部長兼資材部長（現任）	2,000株	（注）2

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、重要な兼職の状況並びに当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数	当社との特別の利害関係
4	犬塚英久（いぬつかひでひさ） (昭和27年７月29日生)	昭和50年４月　当社入社 平成24年４月　当社品質保証部長 平成26年６月　当社取締役品質保証部長(現任)	1,000株	なし
5	川村哲彦（かわむらのりひこ） (昭和28年11月17日生)	昭和51年４月　三井物産㈱入社 平成12年９月　同社本店業務部投資総括室次長 平成14年１月　同社本店コーポレートリスクマネジメント部事業リスク管理第一室次長 平成18年４月　同社本店事業管理部機械事業管理室次長 平成21年10月　同社子会社東洋船舶㈱取締役人事総務部長 平成26年３月　当社営業本部東京支社長 平成27年４月　当社営業本部営業部長 平成27年６月　当社取締役営業部長(現任)	0株	なし
6	近藤潤二（こんどうじゅんじ） (昭和31年12月11日生)	昭和56年４月　三菱重工業㈱神戸造船所入社 平成23年７月　同社原動機事業本部舶用機械・エンジン事業部　舶用ディーゼル部主幹部員 平成25年６月　MHIディーゼルサービスエンジニアリング㈱取締役 平成25年10月　三菱重工舶用機械エンジン㈱舶用エンジン事業部事業部長代理 平成26年４月　当社生産本部技術部長 平成27年６月　当社取締役生産本部長兼技術部長(現任)	0株	なし
7	川島健（かわしまけん） (昭和45年８月４日生)	平成５年４月　三菱重工業㈱神戸造船所入社 平成25年10月　三菱重工舶用機械エンジン㈱舶用エンジン事業部営業・SCM推進部次長兼ライセンス営業SCM推進課長 平成27年４月　同社舶用エンジン事業部営業・SCM推進部長 平成27年６月　当社取締役（現任） 平成27年10月　三菱重工舶用機械エンジン㈱舶用エンジン事業部長(現任)	0株	(注)4

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、重要な兼職の状況並びに当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数	当社との特別の利害関係
8	※ 松崎（まつざき）　章（あきら） （昭和27年９月18日生）	昭和50年４月　三菱重工業㈱本社入社 平成15年４月　同社神戸造船所総務部主管 平成16年４月　同社同所総務部長 平成18年４月　神戸菱興サービス㈱総務部長 平成19年６月　同社取締役総務部長 平成21年６月　MHIジェネラルサービシーズ㈱代表取締役社長 平成27年12月　同社代表取締役社長退任 現在に至る	0株	なし

（注）1.　※は新任候補者であります。
2.　森山敬之氏は、シンパツサンライズ株式会社の代表取締役社長を兼任し、当社と同社との間には、請負工事等の取引関係があります。
3.　川島　健及び松﨑　章の両氏は、社外取締役候補者であります。
4.　川島　健氏は、会社経営に関する豊富な経験を有しており、この経験を活かし、当社の経営全般に対して提言をいただくことにより、当社のコーポレートガバナンス強化が期待できるため、社外取締役候補者といたしました。
なお、川島　健氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって１年間であります。
当社は、川島　健氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度は法令が定める額としており、本総会において同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
川島　健氏は三菱重工業株式会社の出身であり、三菱重工業株式会社及び三菱重工舶用機械エンジン株式会社は、当社の特定関係事業者（主要な取引先）であります。
5.　松﨑　章氏には、その経歴を通じて培われた経験と見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待しており、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと考えております。
松﨑　章氏の選任が承認された場合、当社と同氏の間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度は法令が定める額といたします。
松﨑　章氏が社外取締役に就任した場合、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。

第３号議案　監査役２名選任の件

監査役　高木恒人及び渡部健司の両氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて監査役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、重要な兼職の状況並びに当社における地位	所有する当社の株式の数	当社との特別の利害関係
1	高木恒人（たかきつねと） （昭和31年11月17日生）	昭和55年４月　三菱重工業㈱明石製作所入社 昭和62年７月　新キャタピラー三菱㈱（現キャタピラージャパン㈱）入社 平成22年１月　キャタピラージャパン㈱明石事業所業務部長 平成25年１月　丸全昭和運輸㈱海外営業部長 平成27年６月　当社常勤監査役（現任）	0株	なし
2	渡部健司（わたなべけんじ） （昭和29年３月19日生）	昭和51年４月　今治造船㈱入社 平成８年７月　同社東京営業部長 平成12年６月　同社常勤監査役 平成14年８月　同社東京支社理事 平成16年６月　同社執行役員東京支社副支社長 平成18年６月　同社取締役執行役員東京支社副支社長 平成20年６月　同社取締役執行役員東京支社支社長 当社監査役（現任） 平成28年５月　今治造船㈱取締役人事総務担当（現任）	0株	（注）5

（注）1. 高木恒人及び渡部健司の両氏は、社外監査役候補者であります。

2. 高木恒人氏は、その経歴から幅広い見識を有しており、客観的な視点から当社の経営全般に対して助言及び監査を行っていただけるものと判断し、社外監査役候補者といたしました。
なお、高木恒人氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって１年間であります。

3. 当社は高木恒人氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、本総会において同氏の再任が承認された場合、あらためて同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。

4. 渡部健司氏は、造船業界で培った高い見識と幅広い業務経験を活かし、監査役としての職責を十分に果たすことが期待されるので、社外監査役候補者といたしました。なお、渡部健司氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって８年間であります。

5. 今治造船株式会社は当社の特定関係事業者（主要な取引先）であります。
6. 当社は、高木恒人及び渡部健司の両氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
   当該契約に基づく損害賠償責任の限度は法令が定める額としており、本総会において両氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。

以　上

<MEMO>

株主総会会場ご案内図



■交通のご案内

新幹線、在来線「西明石駅」より徒歩約３分
（在来線でお越しの方は東口よりお越しください。）

ホテル キャッスルプラザ

〒673-0016　兵庫県明石市松の内２丁目２番地

ＴＥＬ078－927－1111